

## 令和4年第1回水巻町議会 定例会 会議録

令和4年第1回水巻町議会定例会第4回継続会は、令和4年3月23日10時00分、水巻町議会議事堂に招集された。

### 1. 出席議員は次のとおり

1番	白石雄二	8番	船津 宰
2番	廣瀬 猛	9番	高橋 恵司
3番	津田敏文	10番	入江 弘
4番	大貝信昭	11番	住吉浩徳
5番	岡田選子	12番	松野俊子
6番	中山 恵	13番	久保田賢治
7番	山口秀信	14番	水ノ江晴敏

### 2. 欠席議員は次のとおり

### 3. 議場に出席した議会事務局の職員は次のとおり

局長 ・ 山 田 美 穂

係 長 ・ 藤 井 麻衣子

主 任 ・ 松 崎 淳

### 4. 地方自治法第 121 条の規定により、議場に出席したものは次のとおり

町 長	美 浦 喜 明	子育て支援課長	吉 田 功
副 町 長	吉 岡 正	福 祉 課 長	洞ノ上 浩 司
教 育 長	小 宮 順 一	健 康 課 長	手 嶋 圭 吾
総 務 課 長	大 黒 秀 一	建 設 課 長	北 村 賢 也
企 画 課 長	増 田 浩 司	産 業 環 境 課 長	藤 田 恵 二
財 政 課 長	蔵 元 竜 治	下 水 道 課 長	岡 田 祐 司
住 宅 政 策 課 長	古 川 弘 之	会 計 管 理 者	服 部 達 也
税 務 課 長	植 田 英 次 郎	学 校 教 育 課 長	佐 藤 治
住 民 課 長	川 橋 京 美	生 涯 学 習 課 長	高 祖 睦
地 域 づ くり 課 長	土 岐 和 弘	図 書 館 ・ 歴 史 資 料 館 館 長	山 田 浩 幸

### 5. 会議付託事件は次のとおり

別紙のとおり

**令和4年3月 定例会**  
**(第1回)**

第4回継続会

**本会議 会議録**

令和4年3月23日

水巻町議会

# 令和4年第1回水巻町議会定例会第4回継続会 会議録

令和4年3月23日

午前10時00分開議

議長（白石雄二）

出席14名、定足数に達していますので、ただいまから令和4年第1回水巻町議会定例会第4回継続会を開きます。

## 日程第1 各委員会の審査報告について

議長（白石雄二）

日程第1、各委員会の審査報告についてを議題といたします。各議案の採決に先立ちまして、付託しておりました各委員会の委員長に審査結果の報告を求めます。総務財政委員長。はい、住吉委員長。

総務財政委員長（住吉浩徳）

3月8日、15日の総務財政委員会において、付託された各議案について慎重に審査しました結果、次のように決しましたので、御報告いたします。

なお、議案第3号から議案第6号まで及び議案第8号の5議案については、先に御報告したとおりですので、省略いたします。

議案第10号 令和4年度水巻町一般会計予算については、賛成多数で可決いたしました。

議案第11号 令和4年度水巻町国民健康保険事業特別会計予算については、賛成全員で可決いたしました。

議案第12号 令和4年度水巻町後期高齢者医療特別会計予算については、賛成多数で可決いたしました。

以上、報告を終わります。

議長（白石雄二）

文厚産建委員長。津田委員長。

文厚産建委員長（津田敏文）

3月7日、14日の文厚産建委員会において、付託された各議案について慎重に審査しました結果、次のように決しましたので、御報告いたします。

なお、議案第7号及び議案第9号の2議案については、先に御報告したとおりですので、省略いたします。

議案第10号 令和4年度水巻町一般会計予算について、賛成多数で可決しました。

議案第13号 令和4年度水巻町公共下水道事業会計予算については、賛成全員で可決しました。

議案第 14 号 令和 3 年度水巻町一般会計補正予算（第 9 号）については、賛成全員で可決しました。

以上、報告を終わります。

**議 長（白石雄二）**

以上で、各委員会の審査報告を終わります。

## **日程第 2 発議第 1 号**

**議 長（白石雄二）**

日程第 2、発議第 1 号 水巻町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。議会運営委員長に提案理由の説明を求めます。入江委員長。

**議会運営委員長（入江 弘）**

発議第 1 号 水巻町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、提案理由を説明いたします。

令和 3 年 8 月に国家公務員の給与等に関する人事院勧告が行われたことに伴い、水巻町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を、人事院勧告に準じて改正するものです。

内容としましては、水巻町議会議員の期末手当の支給率を 0.1 月引き下げるものです。

内容は、お手元に配付のとおりです。

よろしく、御審議をお願いいたします。

**議 長（白石雄二）**

議会運営委員長の提案理由の説明が終わりました。ただいまから質疑を行います。質疑はありますか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありますか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。ただいまから、採決を行います。発議第 1 号 水巻町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、発議第 1 号は、原案のとおり可決いたします。

した。

### **日程第3 議案第3号**

**議長（白石雄二）**

日程第3、議案第3号 水巻町一般職職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。お諮りいたします。本案は、総務財政委員会に付託しておりましたが、審査結果は先に御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第41条第3項の規定により、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異議なし —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。岡田議員。

### **5番（岡田選子）**

5番、岡田です。議案第3号 水巻町一般職職員の給与に関する条例等の一部改正について、日本共産党を代表いたしまして、反対討論を行います。

本議案は、2021年度の期末・勤勉手当の引き下げを求めた人事院勧告を政府が受け入れたことによりまして、国家公務員に準じて本町職員の期末手当を0.15か月分、再任用職員は0.1か月分引き下げる内容と、勤務1時間当たりの給与額の算出方法を変更する条例の一部改正となっております。

新型コロナ感染拡大の影響を受けて業績が悪化した民間企業の水準に合わせ、20年度も10年度以来の10年ぶりの引き下げとなっております。

コロナ禍において、行政職員は、これまでに無く過酷な業務に追われ、当町においてもコロナ対応業務への職員の懸命な姿がありました。このような下で、期末手当を、若い職員において年間5万2000円、管理職では約10万円、特に22年度においては、21年12月分を引き下げるとして、その倍額の引き下げとなっております。

いつ終息するのか不透明なコロナ禍におきまして、行政需要が増している下で、本町職員の期末手当を引き上げることはあっても、引き下げるなどは、行政職員の士気にも関わり、反対です。

同時に、時間単価の引き上げは、期末手当の引き下げを補足できるほどの額ではないことを述べ反対討論といたします。

以上です。

議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。討論を終わります。ただいまから、採決を行います。議案第3号 水巻町一般職職員の給与に関する条例等の一部改正について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

はい、結構です。賛成多数と認めます。よって、議案第3号は、原案のとおり可決いたしました。

#### **日程第4 議案第4号**

議 長（白石雄二）

日程第4、議案第4号 水巻町特別職職員の給与等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。お諮りいたします。本案は、総務財政委員会に付託しておりましたが、審査結果は先に御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第41条第3項の規定により、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異議なし —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありますか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありますか。

— 意見なし —

討論を終わります。ただいまから、採決を行います。議案第4号 水巻町特別職職員の給与等に関する条例の一部改正について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第4号は、原案のとおり可決いたしました。

#### **日程第5 議案第5号**

議 長（白石雄二）

日程第5、議案第5号 水巻町個人情報保護条例の一部改正についてを議題といたします。お

諮りいたします。本案は、総務財政委員会に付託しておりましたが、審査結果は先に御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第41条第3項の規定により、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異議なし —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。はい、岡田議員。

## 5番（岡田選子）

5番、岡田選子です。議案第5号 水巻町個人情報保護条例の一部改正について、日本共産党を代表して、反対討論を行います。

本議案は、国のデジタル関連法の成立により、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法が1本化されたことに伴い、当町の個人情報保護条例を国に合わせ、一旦リセットするという条例の一部改正です。

自治体は個人情報の宝庫であり、教育、健康診断、介護サービス、子育て支援などの個人データは、企業は欲しくてたまらない情報です。

しかし、当町を含む多くの自治体は、常に個人情報保護条例によって個人情報を守り、その情報連携には、個人情報保護審議会の諮問を経るなどの規定を設けて、制限をかけてきました。

それが、今回のデジタル関連法成立によって、町の個人情報保護条例を一旦リセットして、国の法改正に合わせ、自治体に匿名加工と情報連携を行わせることができるようにし、全ての自治体に情報連携の禁止は認めないとしました。

これが、安倍・菅政権以来の「データが競争力の源泉」、「データ利活用」が「成長戦略」とした、経済界からの要望に応えたものであり、岸田政権も継承し、さらに進めようとしております。

我が党は、デジタル化の推進により、住民にとっても職員にとっても行政手続きが簡素化され、サービスが充実することに反対するものではありません。しかし、このような個人情報保護法制の規制緩和によって、個人情報の収集や個人情報を利用する際の原則である利用目的の特定、事前の本人同意、利用目的の範囲内の収集・利用という大原則が骨抜きになってしまっております。

「匿名加工情報だから大丈夫、簡単に情報は漏れない」との発言もありますが、個人情報を守る責務を持つ行政が、国の言いなりに、本人の同意なく目的外に流用し、企業の儲けのために外部提供をする。それを行政の仕事としてよいのかとの問題であると考えます。

個人情報は、憲法の保障する「人格の尊重」の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであ



るはずですが、しかし、デジタル関連法では、個人の権利、利益の保護の規定は十分ではありません。憲法の保障する基本的人権であるプライバシーを守る権利、自己情報のコントロール権の保障が、まず先に十分に法制化されるべきであると考えます。

よって、本議案には反対をいたします。

以上です。

## **日程第 5 議案第 5 号**

**議 長（白石雄二）**

ほかにありませんか。討論を終わります。ただいまから、採決を行います。議案第 5 号 水巻町個人情報保護条例の一部改正について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成多数と認めます。よって、議案第 5 号は、原案のとおり可決いたしました。

## **日程第 6 議案第 6 号**

**議 長（白石雄二）**

日程第 6、議案第 6 号 水巻町企業版ふるさと納税地方創生基金条例の制定についてを議題といたします。お諮りいたします。本案は、総務財政委員会に付託しておりましたが、審査結果は先に御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありますか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありますか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。ただいまから、採決を行います。議案第 6 号 水巻町企業版ふるさと納税地方創生基金条例の制定について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第6号は、原案のとおり可決いたしました。

## **日程第7 議案第7号**

**議 長（白石雄二）**

日程第7、議案第7号 水巻町児童少年相談センター設置及び運営条例の一部改正についてを議題といたします。お諮りいたします。本案は、文厚産建委員会に付託しておりましたが、審査結果は先に御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第41条第3項の規定により、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありますか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありますか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。ただいまから、採決を行います。議案第7号 水巻町児童少年相談センター設置及び運営条例の一部改正について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第7号は、原案のとおり可決いたしました。

## **日程第8 議案第8号**

**議 長（白石雄二）**

日程第8、議案第8号 北九州都市圏広域行政推進協議会の廃止に関する協議についてを議題といたします。お諮りします。本案は、総務財政委員会に付託しておりましたが、審査結果は先に御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第41条第3項の規定により、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありますか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。ただいまから、採決を行います。議案第 8 号 北九州都市圏広域行政推進協議会の廃止に関する協議について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

( 賛 成 者 挙 手 )

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第 8 号は、原案のとおり可決いたしました。

## **日程第 9 議案第 9 号**

議 長 (白石雄二)

日程第 9、議案第 9 号 町道の路線認定についてを議題といたします。お諮りいたします。本案は、文厚産建委員会に付託しておりましたが、審査結果は先に御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。ただいまから、採決を行います。議案第 9 号 町道の路線認定について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

( 賛 成 者 挙 手 )

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第 9 号は、原案のとおり可決いたしました。

お諮りします。日程の順序を変更し、日程第 14、議案第 14 号を先に審議したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

— 異議なし —

御異議なしと認めます。よって、日程の順序を変更し、日程第 14、議案第 14 号を先に審議することに決しました。

#### **日程第 14 議案第 14 号**

議長（白石雄二）

日程第 14、議案第 14 号 令和 3 年度水巻町一般会計補正予算（第 9 号）についてを議題といたします。お諮りします。本案は、文厚産建委員会に付託しておりましたが、審査結果は先に御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異議なし —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありますか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありますか。

— 意見なし —

討論を終わります。ただいまから、採決を行います。議案第 14 号 令和 3 年度水巻町一般会計補正予算（第 9 号）について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第 14 号は、原案のとおり可決いたしました。

#### **日程第 10 議案第 10 号**

議長（白石雄二）

日程第 10、議案第 10 号 令和 4 年度水巻町一般会計予算についてを議題といたします。お諮りいたします。本案は、関係の各常任委員会に付託しておりましたが、審査結果は先に御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、関係の各常任委員長の

報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異議なし —

ないようですので、質疑に移ります。関係の各常任委員長に対する質疑はありませんか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。はい、岡田議員。

## 5 番（岡田選子）

5 番、岡田です。議案第 10 号 令和 4 年度水巻町一般会計予算について、日本共産党を代表して、反対の立場から討論を行います。

新型コロナウイルス感染拡大は、いまだに終息せず 3 回目の春を迎えました。昨年第 5 波が終わった、感染が落ち着いていた時期に、なぜ徹底した検査体制で感染者を見つけ、保護する対策を取らなかったのか。それをせず第 6 波を招いた政府の責任は重大だと考えます。

その結果、わが郡内での累計感染者はいまだに増え続けており、3,700 人を超えました。特に、この 1 月末から 2 月中旬の感染ピーク時には、保健所との連絡もままならないまま、病院や療養施設にも入れず、自宅や高齢者施設で待機となった陽性者が当町にも多くいました。

町民が命の不安を感じる、そんな公衆衛生・医療現場であったこと、これを改善する責務が課せられていることを私たち議会も執行部も重く受け止めることが重要です。二度とそんな状況を作らないように、今できる範囲でできることをするだけではなく、町民の命を守り抜くために、今、何が不足で、何が必要か、そのために何をしなければならないのか、執行部の真剣な議論と行動を強く求めます。

最初に、コロナ対応予算についてです。

国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、令和 3 年度補正予算と令和 4 年度の当初予算との合計で 1 億 5252 万 1000 円。令和 3 年度 8 号補正予算で教育備品に 1269 万 8000 円、9 号補正予算ではプレミアム商品券に 5000 万円、コロナ食糧支援に 200 万円、合わせて 5200 万円。令和 4 年度当初予算は 4500 万円。うち、次世代エール給付金に 3250 万円、高齢者のスマホ講座に 176 万円などで、その残額は、学校や保育所感染対策備品や人件費に充てられています。これらのどの事業も確かにコロナ対応に関係がないものではありません。

しかし、コロナ対応の地方創生交付金は、国から一定のまとまった金額が交付されます。我が党は、町独自の新たな事業、これまで町の予算では、なかなか実施できなかった事業等に全額振り向けていただきたいと考えます。

宮若市では、コロナで疲弊している子育て世帯に、学校給食費を半年間無料にしたと聞きました。半年でも無料にと事業提案した当局の姿勢に心が温まります。

当町においても、日頃の町民の声、現場の声に耳を傾け、その要望実現のために各課から様々

な事業提案がされ、事業選択が決定されているものと思われます。新年度交付される予定のコロナ対応の交付金、残額約 3000 万円強については、コロナで大変な思いをしている町民や現場の声に直接報いる新たな事業の提案がなされることを大いに期待をいたします。

次に、教育予算についてです。

1 人 1 台のタブレット端末は、先進諸国では、すでに 10 年前に達成しています。日本はここ 30 年来、社会や経済、教育の技術革新をほとんどして来なかったために、経済成長をしない国となりました。その挽回策の一つとして、突然小中学校の G I G A スクール構想が、コロナ禍とも相まって経産省主導で全額国費で行われました。

しかし、今後の I C T 環境整備や機器の更新等には、政府は予算を組みません。

本町新年度の I C T 教育推進事業費は、総額 3926 万円。うち、国からは先のコロナ交付金 216 万円が充てられているだけで、3300 万円はすべて一般財源です。日本の教育分野における I C T 機器の普及や、機器を扱える教師の数や割合、研修の機会などの現状は、世界で最低レベルですから、I C T 教育の環境整備は当然必要です。今後も莫大な負担は、各自治体にかかってきます。

さらに、I C T 教育で「教育の質」は向上しないことは、O E C D の P I S A 調査委員会の調査結果が示すとおり明らかです。読解力、数学、科学の 3 領域でコンピュータの利用時間が長いほど学力は低下して、I C T 教育を推進すればするほど学力は低下するという報告です。

この点で、本町教育委員会がリモート授業に一気に踏み出さない理由として答弁した「対面授業を大事にし、子供たち同士が教え合い、グループ学習で探求し、学び合うことを重視する教育を進めたい」という教育の方向性に、我が党は共鳴をいたします。

しかし、ウィズコロナ社会への対応を考えると、子供の感染や濃厚接触者、また、学級閉鎖などの事態が頻繁に起こった状況では、子供たちの教育を受ける権利を保障することは必要で、I C T 学習の環境整備を整え、リモート授業実施は今後、必須と考えます。

文科省が強調する「個別最適化された学び」では、子供たちは孤立をし、学びの質を低めてしまいます。コンピューターを「教える道具」ではなく、「学びの道具」としてグループ学習での探求と協同の道具として、文房具と同じように自然に活用することが有効とのこと。

新しい社会に生きる子供たちに、公教育を守り、創造性、探求、協同の学びで、教育の質を高めることが I C T 教育の中心課題だと考えます。遅れている日本の I C T 教育環境整備を行い、当町の目指す教育の方向性に一致させた I C T 教育を進めることが求められています。その予算措置は、国に強く求めていくことが重要です。

次に、デジタル関連予算についてです。

日本のマイナンバーカードの普及などの遅れは、先ほど述べたように、30 年来、日本が社会・経済・教育の各分野で技術革新を怠ってきたことが要因であるにもかかわらず、日本は、急激なデジタル社会の形成に、基本的人権であるプライバシー権を保障することのないまま、莫大な予算をかけ、邁進しています。本来は、行政手続きの迅速化・簡素化等、国民への行政サービス充実のためにあるべきデジタル社会の形成が、日本では、すべて民間企業の儲けのために国が情報の一元化を図り、本人の同意もなく個人情報に民間に提供できるようにすることなど許されることではありません。

国民のプライバシーを保護し、地方自治体のどんなサービスや制度も排除せず、地方自治体としての役割を尊重する国の姿勢がまず必要です。自己情報のコントロール権を認めないまま推進することは、不安と混乱を招くものであり、我が党は反対です。

最後に、社会教育と健康推進事業についてです。

町内高齢者の方から、運動公園テニスコート使用料の高齢者減免について審査請求が提出されました。また、スポーツを身近にと10年前にゆう・あい倶楽部を立ち上げ、町は直接支援してきましたが、NPO法人としての独立方針に、令和4年度から補助金100万円を全額カットいたします。

さらに、町が募集した町有地での民間入浴施設「いちょうの湯」とスポーツクラブ「エブリイ」が今月オープンいたします。町は、この民間施設を町の高齢者健康推進施設として、運営主体の川口興産に年間2840万円の委託料を予算化しました。

かつてのえぶり山荘を利用者の減や老朽化、耐震診断の結果等によって廃止することを代替施設案も示さないまま決定し、早々に解体した町長に対し、我が党は老人福祉サービスの低下だと意見を述べ、町長が私案として「民間を誘致したい」と答弁したことが「いちょうの湯」の始まりです。

町民の健康増進に貢献するものと期待もいたしますが、町民全員が利用するわけではありません。町民はそれぞれの趣味や好みで、それぞれ文化やスポーツに取り組み、健康推進に自ら努力をしています。それを支えるのが町の生涯学習、社会教育です。

そうであるなら、民間への委託料は新たに計上しながら、ゆう・あい倶楽部への補助金は全額カットする姿勢はいかかなもののでしょうか。法人となったゆう・あい倶楽部、今後運営が危うくなったら年会費の値上げ等、町民の負担増もあり得るのではないのでしょうか。ゆう・あい倶楽部もいちょうの湯と同じく町民の健康推進事業の一つと考えるなら、補助金カットは町の健康推進事業に反します。生涯スポーツを支えるためにも、今後のゆう・あい倶楽部への柔軟な対応を強く求めます。

以上、令和4年度一般会計予算についての反対討論といたします。

## 議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。はい、廣瀬議員。

## 2 番（廣瀬 猛）

2番、廣瀬です。議案第10号 令和4年度 水巻町一般会計予算について、水清会を代表いたしまして、賛成の立場から討論いたします。

今回、美浦町長から提案のありました、新年度の一般会計予算は、長期化するコロナ禍の中、ワクチン接種業務や様々なコロナ対応を行いながらも、町長並びに職員の皆さんが一丸となって、本町の将来のため、まちづくりの歩みを止めることなく、着実に前に進むための予算になっているものと感じております。

美浦町長の2期目でありました令和2年には、吉田南の広大なボタ山跡地の町有地に大型ホームセンターとスーパーを誘致し、地域の活性化はもとより、利便性の向上や雇用の拡大につ

なげたほか、本町の税金を含めた歳入の増収にも寄与していることは言うまでもありません。

その吉田地域では、昨年から進めている吉田町営住宅の住替え事業に伴う解体後の跡地を含め、令和4年度は「企業版ふるさと納税寄付金」を活用した、JR東水巻駅周辺整備の基本構想策定に取りかかるとのことで、より一層、「住みよき水巻」への魅力向上につながっていくものと期待しております。

さらに3期目に入った本年度は、町長の当初からの公約でもありました、水巻駅前の町有地に誘致した、民間が建設し、運営する「健康入浴施設・天然温泉いちょうの湯」が間もなくオープンし、町内の65歳以上の方は300円で入浴していただけるよう予算措置をしていただいております。多くの皆さんが、本当に首を長くして待っておられます。

また、70歳以上の方々全員を対象に、併設するスポーツジムと温泉入浴を合わせた健康増進のための体験事業なども実施していくことになっており、こちらも大変楽しみにしているところであります。

現在、その入浴施設を含めた頃末南地区では、5年の歳月をかけた水巻駅南口周辺整備事業が、令和4年度に完了する見込みとのことで、渋滞緩和と利便性の向上に加え、駅前広場の整備など、町の玄関口にふさわしい景観にさま変わりしつつあり、1日も早い完成が待たれるところであります。

一方、全国的な人口減少と少子化が進展する状況に対し、本町では様々な移住・定住及び子育て支援の施策を展開していただき、特に子育て世代や子供たちの人口減は下げ止まり、少しずつではありますが、上向いてきていることなどから、その成果は着実に現れてきているようです。

そのことを実感させられたのが、新年度予算において、伊左座小学校の児童数増加による教室不足に対応するため、校舎増築の実施設計予算が組まれていることや、待機児童対策のため4月から2か所の小規模保育事業所が開園することになっていることなどは、これまでやってきた施策の成果であると言ってもいいのではないのでしょうか。

さらに、4月からは子ども医療の完全無償化の対象年齢を18歳までに引き上げるようになっており、そうした子育て支援の取組が、子育て世代への大きなアピールになっていることは確かです。

今述べましたもの以外にも、令和4年度予算は、教育、福祉、医療、子育て、防災、都市基盤整備など各部門において、様々な施策が計上されております。

しかし、御存じのとおり、本町は決して財政的に裕福な町ではありません。財源に制約がある状況の中で、様々な課題に対応しながらも、町の将来を見据え、ハード事業・ソフト事業の両面においてバランスの良い、効率的な予算であると理解いたしました。

新年度も引き続き、議会と執行部が緊張感を持ちながらも、協力し合いながら、「住みよき水巻」の実現に向け、前に進んでいきたいと思っております。

以上のことから、私ども水清会は、議案第10号 令和4年度水巻町一般会計予算に賛成いたします。

以上です。



議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。討論を終わります。ただいまから、採決を行います。議案第 10 号 令和 4 年度水巻町一般会計予算について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成多数と認めます。よって、議案第 10 号は、原案のとおり可決いたしました。

### **日程第 11 議案第 11 号**

議 長（白石雄二）

日程第 11、議案第 11 号 令和 4 年度水巻町国民健康保険事業特別会計予算についてを議題といたします。お諮りいたします。本案は、総務財政委員会に付託しておりましたが、審査結果は先に御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありますか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありますか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。ただいまから、採決を行います。議案第 11 号 令和 4 年度水巻町国民健康保険事業特別会計予算について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第 11 号は、原案のとおり可決いたしました。

### **日程第 12 議案第 12 号**

議 長（白石雄二）

日程第 12、議案第 12 号 令和 4 年度水巻町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。お諮りします。本案は、総務財政委員会に付託しておりましたが、審査結果は先に

御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異議なし —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。はい、中山議員。

#### 6 番（中山 恵）

6 番、中山恵です。議案第 12 号 令和 4 年度水巻町後期高齢者医療特別会計予算について、日本共産党を代表いたしまして、反対討論を行います。

令和 4 年度、5 年度の保険料改正案では、1 人当たりの保険料は県平均で 778 円下がり、水巻町では、7 万 650 円です。しかし、均等割額 748 円の負担増と賦課限度額の 2 万円の引き上げにより、町内 30 人の後期高齢者の負担が増えます。

2008 年から始まった後期高齢者医療制度は、国民を年齢で区切り、高齢者を別枠の医療保険に強制的に囲い込んで負担増と差別医療を押しつけるもので、我が党は当初より制度そのものに反対しております。

保険料は 6 回にわたり値上げが繰り返され、高齢者の生活を圧迫してきました。今年の 10 月からは、加入者の約 2 割に当たる方の窓口負担は 2 倍になります。コロナ禍で精神的、経済的にも疲弊して追い込まれている高齢者にとって、負担額が受診抑制を招いていることが、調査で明らかになっております。

また、2 割負担の対象者は、国会審議抜きで、政令だけで拡大できることは問題です。

減らされてきた高齢者医療への国庫負担を増額し、後期高齢者医療は廃止し、老人保健制度に戻すべきと考えます。よって本予算を反対いたします。

以上でございます。

#### 議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。討論を終わります。ただいまから、採決を行います。議案第 12 号 令和 4 年度水巻町後期高齢者医療特別会計予算について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

はい、結構です。賛成多数と認めます。よって、議案第 12 号は、原案のとおり可決いたします。

した。

### **日程第 13 議案第 13 号**

**議 長**（白石雄二）

日程第 13、議案第 13 号 令和 4 年度水巻町公共下水道事業会計予算についてを議題といたします。お諮りします。本案は、文厚産建委員会に付託しておりましたが、審査結果は先に御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。ただいまから、採決を行います。議案第 13 号 令和 4 年度水巻町公共下水道事業会計予算について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第 13 号は、原案のとおり可決いたしました。

### **日程第 15 意見書第 1 号**

**議 長**（白石雄二）

日程第 15、意見書第 1 号 介護職員の処遇改善に関する手続きの簡素化と対象職種の拡大を求める意見書についてを、議題といたします。久保田議員に提案理由の説明を求めます。はい、久保田議員。

**13 番**（久保田賢治）

13 番、久保田です。意見書第 1 号 介護職員の処遇改善に関する手続きの簡素化と対象職種の拡大を求める意見書について、提案理由を述べます。

地方自治法第 99 条の規定により、厚生労働大臣に対し、別紙のとおり提出するものです。提出賛成者は、松野議員、水ノ江議員であります。

内容はお手元に配付いたしておりますので、よろしく御審議の上、全員の御賛同をよろしく  
お願いいたします。

#### 議 長（白石雄二）

久保田議員の提案理由の説明が終わりました。ただいまから質疑を行います。質疑はありま  
せんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから討論を行います。御意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。ただいまから、採決を行います。意見書第1号 介護職員の処遇改善に  
関する手続きの簡素化と対象職種の拡大を求める意見書について、原案に賛成の方は挙手をお  
願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい結構です。賛成全員と認めます。よって、意見書第1号は、原案のとおり可決いたしま  
した。

#### **日程第16 意見書第2号**

#### 議 長（白石雄二）

日程第16、意見書第2号 男女賃金格差の公表によるジェンダー平等への本格的取組を求め  
る意見書についてを、議題といたします。岡田議員に提案理由の説明を求めます。はい、岡田  
議員。

#### 5 番（岡田選子）

5番、岡田です。意見書第2号 男女賃金格差の公表によるジェンダー平等への本格的取組を  
求める意見書につきまして、提案説明をさせていただきます。

内容にも書いてありましたように、男女の賃金格差というのがジェンダー平等の中心的な課  
題となっております。その格差というのは、日本で、男女で25%という開きがあります。そし  
てEUではですね、14%しかないんですけれども、案文に書いてありましたように、250人以上  
の企業では賃金の公表を義務付けるということになりました。

ちなみにイギリスやドイツ、フランスなどでも、企業への公表の義務付けがなされておりま  
して、男女間の賃金格差を解消するということが世界的に進んでおります。

それは、ジェンダー平等を進める社会を求めているという姿勢だと思っております。

そういう中で、やはり求めておりますのは、企業にですね、そういう、今の男女賃金格差の実態の把握、そして公表を義務付けてですね、賃金格差のための計画の策定というのをしてほしいということをしております。

ちなみに女性活躍推進法に基づく行動計画目標では、男女の賃金格差是正を掲げている、日本での企業数がどのくらいあるかということ、我が党の議員が尋ねましたところ、2万616社ある中で、なんと7社ほどしかないということも明らかになっております。どれだけ日本社会の中でジェンダー平等が進んでいないのかという状況であると思っておりますので、ぜひこの意見書を国にも上げてですね、ジェンダー平等の社会を御一緒に築いていけたらというふうを考えております。

賛同者は中山恵議員でございます。

地方自治法第99条の規定によりまして、ここに書かれてありますそれぞれ大臣、議長等に提出をいたしたいと思っておりますので、御賛同をよろしくお願いいたします。

### 議 長（白石雄二）

岡田議員の提案理由の説明が終わりました。ただいまから質疑を行います。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから討論を行います。御意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。ただいまから、採決を行います。意見書第2号 男女賃金格差の公表によるジェンダー平等への本格的取組を求める意見書について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい結構です。賛成少数と認めます。よって、意見書第2号は、否決いたしました。

### **日程第17 意見書第3号**

#### 議 長（白石雄二）

日程第17、意見書第3号 地域医療を守り、医療・介護・福祉、公衆衛生の拡充を求める意見書についてを、議題といたします。中山議員に提案理由の説明を求めます。はい、中山議員。

#### 6番（中山 恵）

6番、中山恵です。意見書第3号 地域医療を守り、医療・介護・福祉、公衆衛生の拡充を求

める意見書について。

地方自治法第 99 条の規定により、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣に対し、別紙のとおり提出するものでございます。

提出賛成者は、岡田議員であります。

内容はお手元に配付いたしておりますとおりでございますので、よろしく御審議の上、皆様の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

#### 議 長（白石雄二）

中山議員の提案理由の説明が終わりました。ただいまから質疑を行います。質疑はありますか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから討論を行います。御意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。ただいまから、採決を行います。意見書第 3 号 地域医療を守り、医療・介護・福祉、公衆衛生の拡充を求める意見書について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい結構です。賛成少数と認めます。よって、意見書第 3 号は、否決いたしました。

#### **日程第 18 委員会報告について**

##### 議 長（白石雄二）

日程第 18、委員会報告について。去る 12 月定例会以降の各委員会において、審査、調査、研究された事項につき、各委員長より報告を求めます。総務財政委員長。はい、住吉議員。

##### 総務財政委員長（住吉浩徳）

御報告することはありません。

##### 議 長（白石雄二）

文厚産建委員長。津田委員長。

##### 文厚産建委員長（津田敏文）

御報告することはありません。

議 長（白石雄二）

議会運営委員長。はい、入江委員長。

議会運営委員長（入江 弘）

御報告することはありません。

議 長（白石雄二）

各委員長の報告が終わりました。委員長報告について、質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。

#### **日程第 19 閉会中の継続審査について**

議 長（白石雄二）

日程第 19、閉会中の継続審査についてを議題といたします。本案は各委員長から申出のあった事項でありますので、原案のとおり可決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

御異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。以上で、今期定例会の日程が全部終わりましたので、令和 4 年第 1 回水巻町議会定例会を閉会いたします。

午前 11 時 01 分 閉会